

宇陀市公告第8号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年3月25日

宇陀市長 高見省次

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
大神地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成31年2月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（中心経営体）の状況
経営体数
集落営農 1経営体
個人 8経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
中心経営体は十分確保されている
- 5 農地中間管理機構の活用方針
 - ・ 地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
 - ・ 担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。
- 6 地域農業の将来のあり方
取組事項：6次産業化、高付加価値化、集落営農組合の法人化
コメント：将来、大神地区は、集落営農組合が中心となり、他の中心体経営体、各地域と連携を図りながら、耕作が困難となった農地を積極的に受け入れていく。また、農作業・機械の共同化を図り、効率性と低コスト化を進めていく。また、個々の中心経営体においても、農業機械等を導入することにより、より作業の効率性、高付加価値化を図り、生産性と収益の向上を目指していく。また将来において、中心経営体の中には、自ら生産した農産物を利用して、加工・販売するなど6次産業化にも取り組んでいく予定である。しかしながら、年々高齢化が進んでいく状況下にも対応していくため、若い青年就農者の参入促進も図っていく予定である。